

# 早めの納税 早めの申請

軽自動車税の納付は5月31日(木)、口座振替は5月28日(月)、減免申請は5月31日(木)です。お忘れのないようにお願いします。

## ■軽自動車税の納付は？

	納付場所		納付期限	納付に必要なもの
現金納付の人 (右記①、②のいずれかで納付してください。)	①役場窓口	●肥後銀行派出所 ●会計課	5月31日(木)までに納付をお願いします。	自宅に届いた納付書を持参してください。
	②金融機関	●肥後銀行 ●熊本銀行 ●J A阿蘇 ●熊本県信用組合 ●九州管内のゆうちょ銀行(沖縄を除く)		
口座振替納付の人	5月28日(月)引き落とし ※残高の確認をお願いします。			

## ■軽自動車税の減免申請は？

	申請要件	手続き場所	減免申請に必要なもの
減免申請	①公益のため直接専用するもの ②身体障がい者などに該当する人が所有する軽自動車などで、身体障がい者本人が運転するもの、生計を一にするもの、または該当身体障がい者など(単身で生活するものに限る)を常時介護する人が運転するもの(1台に限る)	役場税務課で手続きできます。  納期限(5月31日(木))までに申請しなければなりません。 (平成27年度より申請期限が変更になりました。)	●自宅に届いた納付書 ●車検証 ●免許証 ●印鑑 ●身体障害者手帳など

\* 減免台数1人に1台とし、普通乗用車などの同時の申請はできません。

\* 障がいの程度により減免の対象とならない場合があります。

(問い合わせ) 税務課 軽自動車係 TEL(67) 2703

## 自動車税についてのお知らせ

4月1日現在で自動車を所有している人へ

自動車税の納税通知書を5月初めに送付します。  
納期限の5月31日(木)までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、県内の各広域本部、各地域振興局(ただし、鹿本については山鹿市役所)、自動車税事務所まで納めてください。

インターネット(パソコン、スマートフォン、スマートフォン(タブレット)、一部の携帯電話)を利用した、自動車税のクレジットカードによる納付ができるようになります。詳細は、県のホームページをご覧ください。各広域本部税務窓口へお問い合わせください。

### 〈問い合わせ〉

県北広域本部 収税課

TEL 0968(25) 4116

県自動車税事務所

TEL 096(368) 4020

インターネットアドレス

[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_19041.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19041.html)



# 平成30年度 南阿蘇村税納期のお知らせ

	納付期限	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	
					普通徴収	特別徴収(年金)
4月	*****					第1期
5月	5月31日(木)		第1期	全期		
6月	7月2日(月)	第1期				第2期
7月	7月31日(火)		第2期		第1期	
8月	8月31日(金)	第2期			第2期	第3期
9月	10月1日(月)	第3期			第3期	
10月	10月31日(水)		第3期		第4期	第4期
11月	11月30日(金)	第4期			第5期	
12月	12月25日(火)				第6期	第5期
1月	1月31日(木)				第7期	
2月	2月28日(木)				第8期	第6期
3月	*****					

◎口座振替を申し込まれている方は、毎月27日に振替されますので残高の確認をお願いします。

(27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)

◎12月は納期限12月25日(火)・口座振替12月20日(木)になります。

◎村県民税・国民健康保険税の特別徴収は、年金からの天引きになりますので、納付書は発送されません。

## 南阿蘇村予約型 乗合タクシー利用上の注意

予約型乗合タクシーは住民を対象とし、自宅から希望する指定乗降場所までの移動を乗合で運行する公共交通です。運行当初より多くの住民が利用されていますが、ご利用を考えている方には再度以下の点についてご注意をお願いします。

### ・電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

予約センターへのお問い合わせや予約の際に、間違い電話が多数発生しています。お電話をする際は必ず電話番号のご確認をお願いします。

■予約センター TEL(67) 3030

### ・ご利用の際は利用する人全員が予約をしてください。

複数名でのご利用の際は代表者のみの予約ではなく、利用する人ひとりひとりの予約が必要になります。また、予約をキャンセルする場合は必ずその旨を予約センターにご連絡をお願いします。

〈問い合わせ〉

■産業観光課 商工観光係 TEL(67) 1112

## 国税に関する ご相談について

### 電話相談センターのご案内

国税庁では、電話による国税に関する一般的なご相談を、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

ご利用の手順は、次のとおりです。

1. 阿蘇税務署へ電話をかけ、自動音声案内に従って、番号「1」を選択します。
2. 相談したい内容の番号を、次の中から選択します。  
「1」 所得税  
「2」 源泉徴収、支払調書  
「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価  
「4」 法人税  
「5」 消費税、印紙税  
「6」 その他
3. 「電話相談センター」の職員が相談を受け付けます。  
※税務署からのお尋ねや納付に関するご相談、面接での相談の事前予約などを希望する場合は、自動音声案内で、番号「2」を選択してください。

〈問い合わせ〉 阿蘇税務署 TEL0967 (22) 0551  
(自動音声案内)